

佐賀県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年一月二十一日から平成二十三年二月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
<p>県道 藤川二丈線</p>	<p>唐津市七山藤川字堂原二七三二番六地先から 唐津市七山白木字平原田二四七六番三地先まで 唐津市七山白木字野中口一〇六四番七地先から 唐津市七山白木字野中口一四五番一地先まで 唐津市七山白木字北向二一〇六番地先から 唐津市七山白木字北向二一二番五地先まで</p>	<p>平成二三・一・二一</p>